

## I 方針策定の趣旨

この運営方針は、北杜市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針などを明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

## II 北杜市地域包括ケアシステムの構築と深化の方針

本市は「第6次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画 第8期計画」において、前期の基本理念である「住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を継承しながら、「めざそ う 生涯現役で支え合うまち 北杜」をサブフレーズとしています。

また、基本理念の実現に向けて、「地域包括ケアシステムの構築と深化」を目指し、体制整備を進める中で以下の4項目を重点施策に位置付けています。

- 生涯現役で活躍できる社会づくり
- 最期まで自分らしく暮らし続けられる地域づくり
- よりよい介護サービスの提供・利用
- 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組

本市の事業については、上記の基本理念に基づき実施することとしますが、地域包括ケアシステムの核となるセンターの運営については、上記施策を十分に鑑み、関係機関と連携を図りながら、地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、センターが行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業については、上記の方針と整合性を持ちつつ利用者の心身の特性を踏まえて要介護状態の予防と、その利用者が可能な限り在宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、総合的かつ効率的な視点・利用者的人格尊重の視点を重視して、公正中立に行うものとします。

## III センターの設置及び目的

センターは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項及び第2項に基づき、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを業務とし、地域の高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置しています。

センターの設置責任主体は北杜市（以下「市」という。）であることから、市はセンターの設置目的を達成するための体制整備に努め、その運営について適切に関与する必要があります。

また、市が設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「センター運営協議会」という。）は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保します。

#### IV センターの基本情報

センター名	北杜市地域包括支援センター		
所 在 地	山梨県北杜市高根町村山北割 3261 番地（北杜市役所高根総合支所内）		
電話番号	0551-42-1336		
運営主体	北杜市直営		
生活圏域	北杜市内全域（1 圏域）		
営業日 及び 営業時間	<p>&lt;営業日&gt;            月曜日から金曜日までとする。            {ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。}</p> <p>&lt;営業時間&gt;            午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。</p>		
市の状況  (R5.4.1 現在) (外国人含む)  <出典> 市民サービス課	総人口（人）	高齢者数（人）	高齢化率（%）
	市全域	45,715	18,413
	明野町	4,421	40.3
	須玉町	5,458	38.3
	高根町	9,214	39.4
	長坂町	8,909	40.3
	大泉町	5,360	41.2
	小淵沢町	5,817	39.4
	白州町	3,600	46.4
	武川町	2,936	39.3
職 員 (23 人)  (R5.5.1 現在)  <職員内訳> 正規職員：10 人 会計年度 任用職員：13 人	職 種	人 数	
	センター長	1 人	
	保健師	3 人	
	社会福祉士	3 人	
	主任介護支援専門員	3 人 (1 人)	
	行政職	1 人	
	総合相談員	1 人 (1 人)	
	認知症地域支援推進員	2 人 (2 人)	
	生活支援コーディネーター	0 人 (0 人)	
	その他（ケアプランナー、事務補助）	9 人 (8 人、1 人)	

※（ ）内は、再掲で会計年度任用職員の数

## V 運営上の基本的な考え方や理念

センターは、以下の3つの視点に基づいた事業運営を行います。

### 1 公益性の視点

- (1) センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- (2) センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう事業運営を行います。

### 2 地域性の視点

- (1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- (2) センター運営協議会や地域ケア会議、生活支援体制整備事業協議体等の場を通じて、市民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

### 3 協働性の視点

- (1) センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が相互に情報を共有し、連携・協働の運営体制を構築しながら、業務全体を「チーム」として支えます。
- (2) 地域の保健・医療・福祉の専門職等や各種ボランティア、民生委員・児童委員等と連携を図りながら活動します。

## VI 業務推進の指針

### 1 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点取組方針・取組事項を設定し、特色のある創意工夫した事業運営に努めます。

センターの基本姿勢を表すものとして事業内容について、市民に対してもわかりやすく広報を行います。

### 2 職員の姿勢

センターの職員は、高齢者自身の意思を尊重し地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続することができるための支援であることを念頭におき、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

また、相談技術やケアマネジメント技術の向上及び高齢者の人権の擁護・虐待の防止など業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努めます。

### 3 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙、ホームページ、CATV 等を活用し、市民及び関係者へ積極的に広報を行います。

### 4 地域との連携

センター運営協議会や地域のネットワーク会議等の場を通じて、市民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組みます。

### 5 窓口機能の強化

包括的支援事業の総合相談業務を効率的に推進するため、高齢者の実態把握や初期の相談対応業務を本所・支所の窓口と協力・連携して実施します。

### 6 苦情対応

センターに関する苦情等については、業務マニュアルに準じ、迅速かつ適切に対応します。

### 7 個人情報の保護

センターは、高齢者等に係る多種にわたる個人情報を得ることになるため、その情報管理には万全を期するとともに、センターが有する高齢者等の個人情報が、業務外の目的に使用されたり不特定多数の者に漏れたりすることのないよう情報管理を徹底し、守秘義務を遵守します。

### 8 プライバシーの確保

センターでの業務にあたっては、その性格上、利用者のプライバシーに関わる事項も多く発生します。

相談時に個室を利用するなど利用者のプライバシーが確保される環境を整備します。

### 9 災害時の業務継続

#### (1) 感染症の予防及びまん延の防止、感染症発生時

感染症の予防と発生時における業務については、「業務継続ガイドライン（厚生労働省老健局：令和2年12月発出）」及び「北杜市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、業務の継続を図ります。

#### (2) 大規模な自然災害時

大規模な自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の基本姿勢は、「北杜市業務継続計画」の基本方針に準じ、要配慮者班における業務の遂行に努めます。

### 10 法令の遵守

センターの運営等にあたっては、関係法令の遵守を徹底します。

## VII 令和5年度 センター業務計画

### 1 センターの重点取組事項

- (1) 専門職（3職種：保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）のチームアプローチによる支援体制の強化

ア チームアプローチの実施

虐待事例や困難事例等に関しては、常に3職種で情報の共有を行い、方向性・緊急性などの判断を実施するとともに早期対応・解決ができるよう努めます。

チームで支援し、職員の安全確保や抱え込みを防止します。

ケース支援の進捗や終結について定期的にミーティングや事例検討会で確認します。

イ 増加している虐待等による権利擁護業務において、適切な対応の充実を図るため、1元管理できる体制での支援を継続して行います。

ウ 職員の資質の向上

職種に関係なく権利擁護や多職種との連携に関する研修会、事例検討会等に積極的に参加するとともに、解決や支援困難な事例においては、弁護士等外部支援者の助言を受け支援を行うなど職員の資質の向上を図ります。

(2) 認知症施策の推進

ア 認知症予防と早期発見体制の強化

増加する認知症高齢者徘徊の早期発見に対するネットワーク事業の推進を図り、関係機関と連携して支援します。

イ 認知症の理解の促進と地域支援の強化

市民が認知症について、正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守り支援ができるよう普及啓発を行い、地域で活動できる認知症サポーターの養成を継続して行います。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

ア 高齢者の地域における共通課題を整理し、センター運営協議会において、地域ケア推進会議と生活支援体制整備における第1層協議体の部会を一体的に行い、地域包括ケアシステムを構築する各分野（医療・介護・住まい・生活支援・介護予防）との連携を通じて、社会基盤の整備を目指します。

イ 介護予防や生活支援を展開するため生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターと連携し、生活支援等の基盤となるインフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携できる環境整備のための有効的なネットワークを考えます。

これらの活動により、高齢者の閉じこもり等による生活不活発症候群やフレイル予防に資するものとして、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活でき、支えあう地域づくりを目指します。

ウ 庁内での部署横断的な活動の連携を行い、地域の課題を視野に総合的に解決できることを目指します。

#### (4) 感染症対策

- ア 国や県、医師会など関係機関と連携し、各種感染症の早期発見やまん延防止を図るとともに平常時から危機管理を意識した迅速な対応を心がけます。
- イ 感染症まん延時においても事業の展開が図れるよう、細心の感染症予防対策を実施します。職員は、感染症での基本的対策事項を踏まえて行動します。
- ウ 職員等感染時における取扱い  
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を基本として、就業制限等を遵守しつつ、その手順により対応します。

#### 2 地域支援事業及び予算の概要（令和5年度 介護保険事業特別会計）

地域支援事業において以下のとおり、センター及び介護予防担当、介護保険担当が実施します。

##### ア 介護予防事業・日常生活支援総合事業及び予算概要

事業名及び予算	事業（サービス）内容	実施担当	
		予防	センター
訪問型 介護予防・生活支援サービス事業	訪問通所他：100,754千円		
	訪問介護	訪問介護員が提供する身体介護、生活援助のサービス。	<input type="radio"/>
	訪問型 サービス A	雇用労働者が提供する掃除・洗濯等の生活援助のサービス。	<input type="radio"/>
	訪問型 サービス B	要支援者等に対し簡単な生活援助を行う市民ボランティア団体に対し、活動費を補助する。	<input type="radio"/>
	訪問型 サービス D	要支援者等に対し、移動支援や移送前後の生活支援サービスを行う市民ボランティア団体に対する活動費を補助する。	<input type="radio"/>
	通所介護	生活機能向上のための機能訓練を行うサービス。	<input type="radio"/>
	通所型 サービス A	雇用労働者により提供される運動・レクレーション等のサービス。	<input type="radio"/>
	通所型 サービス B	要支援者等に対して施設等において、通いの場を提供する市民ボランティア団体に対し運営費を補助する。	<input type="radio"/>
	通所型 サービス C	保健・医療の専門職により提供される運動機能向上等のプログラムを実施するサービス。	<input type="radio"/>

事業名及び予算	事業（サービス）内容	実施担当	
		予防	センター
・高額介護予防サービス費相当事業 ・高額医療合算介護予防サービス費相当事業	・総合事業における介護サービス利用者が支払う利用料が自己負担限度額を超過した場合、その超過分を支給する。 ・1年間に利用した介護保険と医療保険の自己負担額合計金額が自己負担限度額を超過した場合、その超過分を支給する。	○	
介護予防把握事業	医療機関、民生委員等から収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、市民主体の介護予防活動へつなげる。	○	
介護予防普及啓発事業 2,309千円	介護予防の普及啓発を行う事業で、介護予防に関するパンフレットを作成・配布をしたり、高齢者に向けた講演会や相談会を開催したりして、地域における自主的な介護予防活動を推進していく。	○	
地域介護予防活動支援事業 6,109千円	高齢者が身近な場所で気軽に集える居場所づくりを推進するため、ボランティアや任意団体及び住民が自主的に実施する活動等の支援を行う。	○	
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図る。	○	
地域リハビリテーション活動支援事業 420千円	地域における介護予防の取組を強化するため、通所、訪問、市民主体の通いの場等にリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防の取組を総合的に支援する。	○	

イ 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業

事業名及び予算	事業（サービス）内容	実施担当	
		予防	センター
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	介護予防ケアマネジメント 1,342千円	要支援者等に対し、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて適切なサービスが提供されるようケアマネジメントを行う事業。 ※指定介護予防支援業務委託先については、別紙「令和5年度介護予防支援委託先一覧」を参照のこと。	○
	総合相談事業 3,572千円	高齢者の様々な相談を受け、問題解決に必要なサービスや関係機関につなげる等の支援を行う。	○
	権利擁護事業 141千円	成年後見制度等の活用促進、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する情報提供等、権利擁護を目的とするサービスや制度の活用を促進する。 高齢者の成年後見制度や虐待防止等について、地域ケア連絡会研修会、保険者が実施する指定事業所実施指導等にて普及啓発を行う。	○
	包括的・継続的 ケアマネジメント事業 110,687千円	センターに、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、高齢者が住み慣れた地域で継続的に生活できるよう地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する相談・指導・支援等を行う。	○
包括的支援事業（社会保障充実分）	在宅医療・ 介護連携推進事業 3,707千円	多職種が協働し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域の医療・介護サービス資源の把握や在宅医療・介護サービスに関する関係者会議、研修会等を実施する。 〔推進会議の設置・国が示す8事業の実施〕	○
	生活支援体制整備事業	多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図るため、生活支援コーディネーターの配置及び協議体を設置し、生活支援の担い手の養成やサービスの開発を行う。	○

事業名及び予算		事業（サービス）内容	実施担当	
予防	センター			
	生活支援体制整備事業 13,512 千円	地域支え合い推進事業「生活支援体制(第2層協議体)業務」第2層協議体設置並びに第2層生活支援コーディネーター業務を社協に委託。 地域に出向いて協働していく。		○
包括的支援事業（社会保障充実分）	認知症初期集中支援推進事業 3,138 千円	認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築するため、認知症専門医等による認知症初期集中支援チームを配置する。		○
	認知症地域支援・ケア向上事業 7,691 千円	認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化を図る。また、認知症の人とその家族に対する支援、認知症ケアに携わる多職種協働のための研修会等を行う。 認知症等の高齢者が徘徊により行方不明になつた際、早期発見し、無事に家族のもとに帰ることができるように支援体制を図る。		○
	地域ケア会議推進事業 414 千円	市が設置し、地域課題の解決を検討する「地域ケア推進会議」の開催（包括ケアシステム構築を図ることが目的となるため、センター運営協議会において会議開催）。センターが主催し、個別ケースを検討する「地域ケア個別会議(支援困難型・自立支援型)」の開催。令和5年度以降は、生活支援体制整備（第2層協議体：社協委託）事業と連携して実施していく方向性。3つの会議により、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な推進を図る。		○
任 意 事 業	介護給付等費用適正化事業 3,957 千円	介護保険の円滑な運営を図るため、認定調査状況チェック、ケアプラン、住宅改修等の点検、給付実績を検証するとともに、サービス利用者に対してサービスの請求状況、費用等について通知（介護給付費通知）する。	介護保険担当	

事業名及び予算		事業（サービス）内容	実施担当	
	予防		センター	
家族介護支援事業	介護者交流会の開催 250 千円	男性介護者のつどい事業		○
	介護用品支給事業 6,000 千円	在宅の要介護高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋等）を支給する。 支給対象要件、支給限度額あり。		○
その他事業	成年後見制度利用支援事業 3,595 千円	成年後見制度の利用に係る申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う。		○
	認知症サポーター養成事業 282 千円	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。		○
	チームオレンジ立ち上げ支援事業	認知症サポーターの近隣チームによる認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援を行うチームオレンジを立ち上げる支援を行う。 引きこもりになりがちな生活支援をチームオレンジも協力して展開していく。		○

### 3 指定介護予防支援業務及び予算の概要（令和5年度 居宅介護支援事業特別会計）

指定介護予防支援事業所の認定を受け、以下のとおりセンターが提供します。

業務内容	予算
<p>要支援者が予防給付の対象となる介護予防サービス等の利用ができるよう、利用者の自立支援に資するサービス提供を考慮し、ケアマネジメントを行う。</p> <p>また、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他の公的サービスやインフォーマルサービス等、多様な社会資源を活用しながら、個々の持つ能力を最大限に活用し、自立支援を目標としたケアマネジメントを行う。</p> <p>ケアマネジメントを委託する場合は、センターの適宜適切な関与を行う。</p> <p>※指定介護予防支援業務委託先：別紙「介護予防支援委託先一覧」を参照。</p>	6,181 千円